



紛争解決センターってなに？

裁判まではしたくない。だけど専門家に判断して欲しい…。
裁判より、もっと早く解決したい…。
そんなときは札幌弁護士会紛争解決センターをご利用ください。



01 どんなときに使えるの？

金銭トラブル、借地借家、各種契約、家族間の紛争、近所の揉め事のほか、建築紛争や医療トラブルの解決にもご利用できます。
※但し、債務整理など、当センターを利用できない事件もあります。詳しくはお問い合わせください。

02 どのように解決するの？

経験豊かな弁護士が調停人となり、申立人と相手方の双方の言い分をじっくり聞いた上で、公平中立な立場から、和解による解決を目指します。

03 申立はどのようにするの？

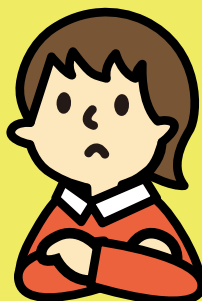
まずは弁護士による法律相談を受け、弁護士から紹介状の交付を受けてから申立をしてください。
弁護士による法律相談は札幌弁護士会法律相談センター（TEL 011-251-7730）で申し込むことができます。

04 時間と費用はどのくらいかかるの？

3回程度の期日で、3ヵ月以内の早期解決を目指します。
申立費用は10,000円（税別）です。
成立手数料については早見表をご参照ください。

05 紛争解決センターの特徴は？

非公開の手続なので、秘密が守られたまま紛争を解決できます。
また、法律専門家である弁護士が、手続の最初から最後まで関与することで、短期間での解決を目指します。



医療紛争解決センター（医療ADR）の開設

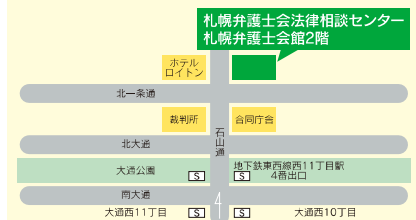
平成21年6月1日から、札幌弁護士会紛争解決センターに、新たに医療紛争解決センター（医療ADR）が開設されました。

従来は、患者さんが医療機関への要求を実現するためには、長期間多額の費用をかけて裁判をするしかありませんでした。また、医療機関としても、治療に患者さんが納得してくれなかった場合などに、公平な第三者を介して冷静に話し合える場が不足しておりました。

札幌弁護士会医療紛争解決センターは、医療訴訟に精通した弁護士を原則として2名調停人として選任し、調停人は公平中立な立場で、話し合いによる解決を提案します。短期間かつ少額の費用で医療紛争を解決し、双方の信頼を回復することを目指しています。

札幌弁護士会 紛争解決センター

TEL 011-251-7730
受付時間 9:00～16:00
ホームページアドレス <http://www.satsuben.or.jp/>



交通のご案内 〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内

※紛争解決センターでの調停申立には、**弁護士の紹介状が必要**です。事前に弁護士による法律相談を受け紹介状の交付を受けてください。札幌弁護士会では下記の相談所で法律相談を実施しています（有料・予約制）。下記の相談所以外であっても、弁護士による法律相談を受け、弁護士の紹介状の交付を受ければ調停申立は可能です。

札幌法律相談センター（本部）

札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館2階 tel 011-251-7730

新さっぽろ法律相談センター

tel 011-896-8373
札幌市厚別区厚別中央2条5丁目
サンピアセンターモール3階
（クリニック向かい）

南空知法律相談センター

tel 0126-33-8373
岩見沢市有明町南1番地1
有明交流プラザ2階
（JR岩見沢複合駅舎内・西側部分）

むろらん法律相談センター

tel 0143-47-8373
室蘭市中島町1丁目24番11号
中島中央ビル4階（ヤマダ電機室蘭店 北側）

おたる法律相談センター

tel 0134-23-8373
小樽市稲穂2丁目18-1
高雄ビル5階（産業会館向かい）

苫小牧法律相談センター

tel 0144-35-8373
苫小牧市若草町3-2-7
大東若草ビル3階

しりべし弁護士相談センター

tel 0135-62-8373
岩内郡岩内町字高台84番地の3
（佐藤精肉店隣）

中空知法律相談センター

tel 0125-22-8373
滝川市大町1丁目4番13号
共栄ビル2F（滝川郵便局向かい）

ひだか弁護士相談センター

tel 0146-42-8373
日高郡新ひだか町静内吉野町2-1-4
（ショッピングセンターピア斜め向かい）

札幌弁護士会紛争解決センター

弁護士会による すばやい 紛争解決!

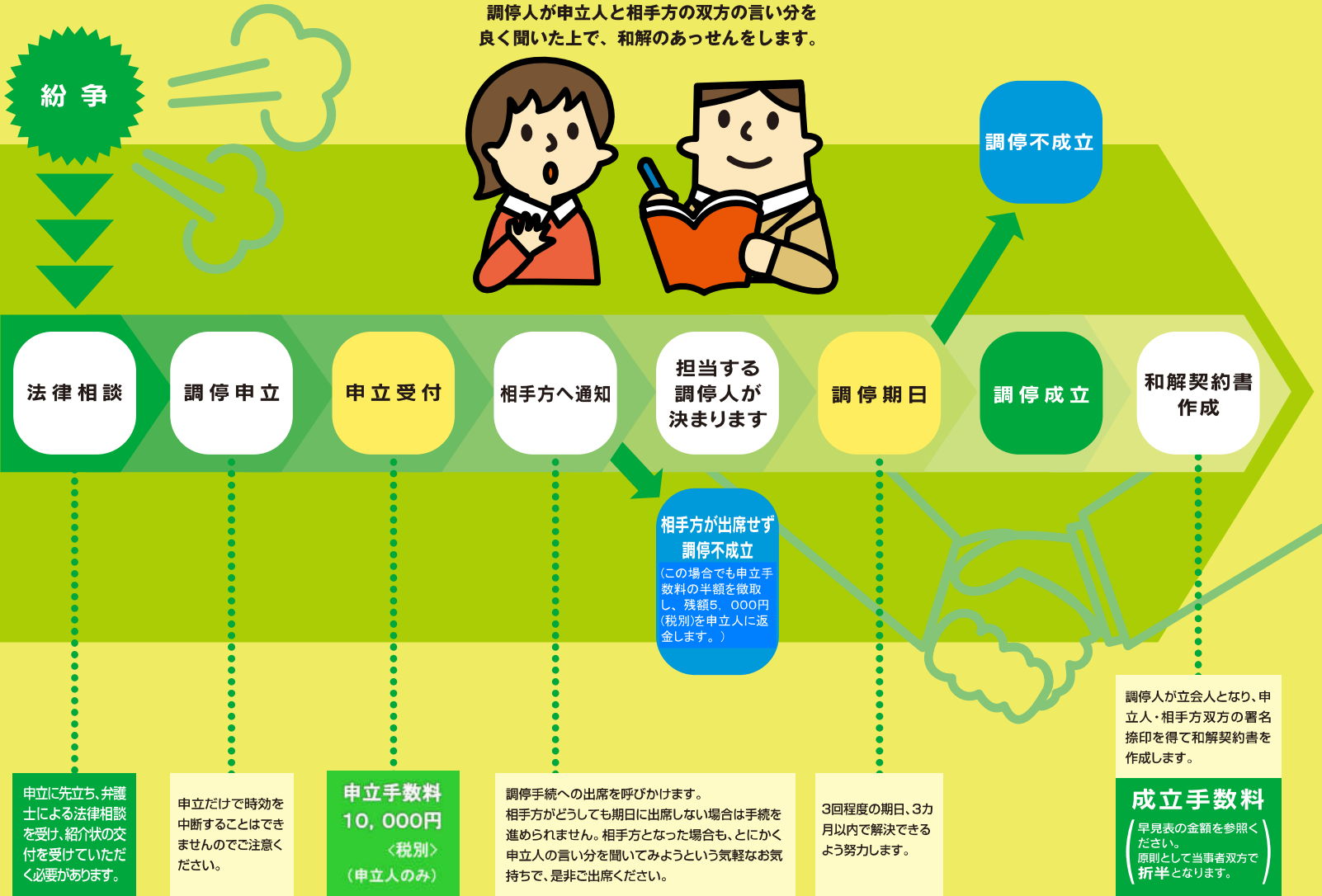
私たちが、身の回りのトラブルの
迅速な解決を目指します。



札幌弁護士会 紛争解決センターの流れ

身の回りで行き起こるいろいろな紛争の迅速かつ適正な解決の実現を目指します。

調停人が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解のあっせんをします。



紛争

法律相談

調停申立

申立受付

相手方へ通知

担当する調停人が決まります

調停期日

調停不成立

調停成立

和解契約書作成

相手方が出席せず
調停不成立
(この場合でも申立手数料の半額を徴取し、残額5,000円(税別)を申立人に返金します。)

申立に先立ち、弁護士による法律相談を受け、紹介状の交付を受けていただく必要があります。

申立だけで時効を中断することはできませんのでご注意ください。

申立手数料
10,000円
〈税別〉
(申立人のみ)

調停手続への出席を呼びかけます。相手方がどうしても期日に出席しない場合は手続を進められません。相手方となった場合も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようという気軽なお気持ちで、是非ご出席ください。

3回程度の期日、3カ月以内で解決できるよう努力します。

調停人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名捺印を得て和解契約書を作成します。

成立手数料
(早見表の金額を参照ください。原則として当事者双方で折半となります。)

費用・手数料のご案内

■申立手数料 — 10,000円(税別)

■成立手数料 原則として下表のとおり、解決額に応じて算出されます。

解決額	割合
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	30,000円+5%
300万円を超え3,000万円以下の場合	90,000円+3%
3,000万円を超え3億円以下の場合	390,000円+2%
3億円を超える場合	3,390,000円+1%

■成立手数料早見表(税別)

10万円	8,000円	500万円	240,000円
50万円	40,000円	1,000万円	390,000円
100万円	80,000円	2,000万円	690,000円
150万円	105,000円	3,000万円	990,000円
200万円	130,000円	5,000万円	1,390,000円
300万円	180,000円	1億円	2,390,000円

■具体例

金銭トラブルに関して調停の申立をし、相手方に300万円支払ってもらった内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。(税別)

申立手数料	10,000円
成立手数料	180,000円 ÷ 2 = 90,000円(原則として当事者双方で折半)
合計	100,000円



話し合いで解決しましょう。